

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和元年12月6日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都文京区本郷七丁目3番1号
無限責任組合員	東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 (以下、「東大IPC」)
所在地	東京都文京区本郷七丁目3番1号
設立年月日	平成28年1月21日
資本金	45百万円
出資者	国立大学法人東京大学(議決権割合100%)
役職員の構成	取締役3名(うち東京大学役職員以外の社外取締役2名)、支援・投資委員会5名(東京大学役職員を含まず、社外取締役2名及び社外委員2名を含む)
組織図	添付資料のとおり

役職員の業績評価の基準 組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果等に応じて評価を行う。

役職員の報酬の水準 役職員の報酬の体系としては、基本給、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類で構成。インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、役職員が責任を持って業務に従事することが出来る体制を整備するため、及び将来の社会的収益を最大化するため、役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。

## (2) 特定研究成果活用支援事業の内容

### ① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

東大 IPC	1 5 百万円
東京大学	2 5 億円 (ファーストクローズ時点)
民間企業	特定新事業開拓支援投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針二(4)に基づく規模での出資

※ただし、東京大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要

### ② 特定研究成果活用支援事業の内容、業種等

#### 【特定研究成果活用支援事業の内容】

本事業は国立大学法人東京大学（以下、東大という）の学術・教育・研究成果を活用しようとする事業者、具体的には、

- ① 東大の知財（特許、ソフト著作権など）を利用するベンチャー
- ② 東大の研究成果から生まれた技術を利用するベンチャー
- ③ 東大の教職員が役員兼業などの形で参加するベンチャー
- ④ 東大が共同研究や臨床試験などを通じて参画するベンチャー
- ⑤ 東大の学部生、大学院生や卒業生が創業チームの核として参画し、東大生の新しいロールモデルとなるベンチャー
- ⑥ 東大と他大学・研究機関との共同研究などの連携により創出されるベンチャー
- ⑦ 東大及び東大 IPC のインキュベーション活動の支援を受けるベンチャー

であり、企業（自社以外の企業をいう。以下同じ）との連携により企業の有する資産（研究・開発成果、その他人的・物的資源）を活用するベンチャーを主な投資対象とする（以上を総称して投資対象ベンチャーという）。

これら投資対象ベンチャーに対して、直接投資を行う。

#### 【業種】

原則として業種は問わない。

#### 【実施予定の助言・支援の内容】

支援先業態や業種、また成長段階に応じて、企業や他の研究機関との間で必要となる連携調整を行いつつ、大学の学術研究成果の状況も含めた適時、適切な支援を行う。

#### 【資金供給】

基盤となる技術と市場のポテンシャルを勘案し、準備段階ならびに成長段階に応じた適切な資金供給を行う。その際には、適切に設定された将来目標に向かっての、マイルストーン投資手法による成長資金供給を基本とする。

### ③支援の基準

支援の対象となる事業者及び当該特定研究成果活用活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準としては、次の③-1, ③-2のいずれも満たすこととする。

#### ③-1. 支援事業者の基準

- (ア) 政策趣旨、東京大学出資事業ポリシーに則り、人類の福祉と地球全体の安定的成長、東京大学及び我が国の社会の発展に寄与するとともに、未知の社会的要請の解決、及びイノベーション・エコシステムの構築に資するものであること。
- (イ) 世界最高峰のポテンシャルを有するライフサイエンス、インフラ／素材、機械・システム、ロボティクス／デバイス、IT、環境その他の今後成長が見込まれる分野を対象とし、学術研究成果の事業化による産業界への貢献、東京大学及び我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ) 特定研究成果活用支援事業計画の期間内に、全体として、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと認められるものであること。ただし、本事業の政策趣旨がイノベーション・エコシステムの構築を目指していることを鑑み、本事業計画の期間内に収まらない可能性がある案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (エ) 概ね事業化後5年から10年程度でのエグジットが見込めること。ただし、解決に長期間を要する未解決の社会的課題の解決が、本事業の重要な役割であることに鑑み、本組合の存続期間内（設立から15年とし、最長2年の延長が可能とする。）に回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれる案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (オ) 特定研究成果活用事業者に対して、民間等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体として、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

#### ③-2. 支援内容の基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命に沿って、本事業がシステムとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行

うものであること。併せて、中小企業に対して不当に差別的な取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。

- (イ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入が、少なくとも当社の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当社の運営するファンドを通じて主として行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を十分に検討するとともに、積極的な経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。更に、対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ウ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や東京大学の自主性を尊重するとともに、東京大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (エ) 個人及び対象事業者に関する情報の適正な取り扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて東京大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

#### ④東京大学との連携体制

##### (ア) 教育

- ・主に産学協創推進本部が展開するアントレプレナーシップ関連教育プログラム（アントレプレナー道場、EDGE-NEXT プログラム、FoundX 等）の運営及び起業家人材の育成に係る協力

##### (イ) 共同研究、技術移転、兼業等

- ・投資先ベンチャー企業と大学との迅速な共同研究契約締結に係る協力
- ・投資先ベンチャー企業の事業化技術に係る大学帰属知的財産権の供与（ライセンス）に係る協力
- ・投資先ベンチャー企業に関与する大学研究者の迅速な兼業手続きに係る協力
- ・起業家候補人材の紹介に係る協力

##### (ウ) インキュベーション

- ・投資先ベンチャー企業に対する大学が運営するインキュベーション施設の迅速な提供

##### (エ) その他のイノベーション・エコシステムの構築に係る協力

- ・事業化研究シーズに対するギャップ・ファンドの提供（研究者提案の評価に係る協力を含む）

- FoundX プログラム参加者に対する創業に係る各種支援
- 投資先ベンチャー企業と大学との共同研究契約締結に基づく、投資先ベンチャー企業の大学所有施設・設備の利用
- 起業・ベンチャー事業に関心の高いポスドク研究者及び大学院生等の東京大学協創プラットフォーム開発（株）へのインターン派遣
- 適正な手続きに基づく東京大学協創プラットフォーム開発及び東京大学が保有する情報の共有

#### ⑤民業補完の徹底

大学と企業との間でのオープンイノベーションの推進を掲げる VC ファンドの先行例は少ない中で、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行う。これを担保するために、民間ベンチャーキャピタル等との情報交換機会を密に持ち、連携及び意思疎通の円滑化を図るものとする。

#### 4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

オープンイノベーション推進 1 号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して 15 年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数合計の 3 分の 2 以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長で 2 年の延長を可能とする。

